

## 感染者の動向

感染者数／1日*	25人 (減少)
累計死亡者数	33人
死亡者数／100万人	6人

(\*5月31日～6月6日の平均) 出所：WHO

## 行動・活動制限

活動制限	あり ※緩和傾向
実施主体	シンガポール政府 (政府マルチタスクフォース)
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月7日以降、部分的ロックダウン「サーキットブレーカー」を実施。同措置は6月2日以降、3段階で解除。6月19日からフェーズ2、12月28日からはフェーズ3へ移行。しかし、2021年5月8日より再びフェーズ2へ。同月16日より再強化</li> </ul>
日本人学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅学習へ切り替え</li> </ul>

## 空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	
チャンギ空港への乗入航空便は大幅に減便。4つのターミナルのうち第2、第4ターミナルが閉鎖。	

## 日本人に対する入国制限

日本人の入国	不可 (7月5日までの入国許可取得済みのワークパス保有者)
外務省渡航情報	レベル2 渡航中止勧告(感染症)
制限措置概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本との間で、公務、ビジネス上、必要な相互出張を認める「相互グリーン・レーン (RGL)」を開始 (2020年9月開始、2021年1月14日より一時停止)</li> <li>世界的な感染者増加を受け、5月11日以降、既に入国許可を取っている、高リスク国・地域からのワークパス保有者の入国について、7月5日まで入国不可とした (一部、対象者除く)。</li> </ul>

## 経済活動再開の状況

経済活動制限
主要規制・制限
<ul style="list-style-type: none"> <li>変異株を含む新型コロナ感染者が増加するなか、集会の人数上限を5人から2人に、飲食店でのイートイン不可などを含む感染防止対策の再強化発表 (5月14日)。雇用主は、在宅勤務が可能なすべての従業員につき、在宅勤務をさせなければならない。再強化期間は、5月16日から6月13日まで。&lt;以下はこれまでの経緯&gt;</li> <li>部分的ロックダウン「サーキットブレーカー」は2020年6月2日以降、3段階で緩和。フェーズ1では理容、自動車修理、専門サービスなどが事業再開するほか、幼稚園、公立小中学校が段階的に開校。</li> <li>フェーズ2 (同年6/19～) は、ほぼすべての店舗が営業を再開。映画館・博物館の再開 (7/13～)、結婚式許可 (最大50名、8/4～) など社会活動の制限を徐々に解除。10月1日からは、最大250人までの国際会議・展示会の開催を試験的に解禁。</li> <li>フェーズ3への移行 (同年12/28～) により、私的な集会の人数の上限が現行の5人から8人へと緩和。ショッピングモールや大型店舗の人数制限や、観光アトラクションの収容人数、宗教的な集会、結婚式、芸術・文化関係のイベントの人数制限も緩和する。</li> <li>2021年4月5日以降、職場における出勤制限について、それまでの全スタッフの50%勤務可との制限を75%までへと緩和。</li> <li>2021年5月8日より、同比率を再び50%へと再強化。個人が1日当たり参加できる集会の件数を2回に限定。集会を8人から5人に制限。2020年12月28日から経済活動の最終段階である第3段階(フェーズ3)に移行していたが、国内の感染拡大を受け5月8日～30日まで第2段階へと再び逆戻りに。</li> </ul>
経済活動再開に伴う対応策 (感染防止策)
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染者追跡は、携帯アプリの入退室記録システム「セーフ・エントリー」を商業ビル、小売店、オフィス等で導入を義務化。また、新型コロナ発症者との濃厚接触者の追跡アプリ「TraceTogether」を導入。</li> <li>ワクチン接種は、5月18日時点で60歳以上の約71%が、45～59歳の66%が終了。5月19日から40～44歳の受け付けを開始。</li> </ul>

## 現地経済および産業・企業の動き

- シンガポール貿易産業省は、2021年第1四半期のシンガポールのGDP成長率が速報値で前年同期比0.2%増だった。同国のGDP成長率が前年同期比ベースでプラスに転換するのは、新型コロナウイルス流行が2020年第1四半期に開始して以来初。

## 中長期的な事業戦略の見直しに踏み出すシンガポール拠点



シンガポール事務所  
藤江 秀樹

2020年6月2日から3段階での事業閉鎖解除のフェーズ1を開始。19日からはフェーズ2、12月28日からはフェーズ3へ移行。しかし、2021年5月8日より再びフェーズ2へと逆戻りに。さらに、5月16日から6月13日まで、感染防止対策が再強化されている。進出日系企業では、アジア大洋州での中長期的な事業戦略の見直しを模索する動きも。イノベーションやデジタル技術を取り込むことで、ダイナミックに変化を遂げる域内市場に向き合い、事業変革を促すことの重要性が改めて認識されている。



## 現地日系企業の活動状況

## 現地日系企業の抱える課題

## 操業状況

- 前頁の通り、部分的ロックダウン「サーキットブレーカー（～20年6月1日）」期間中は、必須サービス及び主要製造業を除く企業操業が認められず、日系企業もその対象となった。
- 小売店は食品・医薬品の販売のみ店舗営業が認められていたが、20年6月19日の第2段階移行により全店舗で営業が可能となった。飲食店もデリバリーと持ち帰りだけだったが、店内での食事が認められている。対人距離を1メートル空け、8人までとすることが条件。
- シンガポール商工会議所（JCCI）とジェトロは共同アンケート調査を実施（5/27-6/3）。251社が回答。①EP申請「申請したが、承認されなかった」1%「申請対象者がいるが断念した」（新規設問）1%、②平均出勤率0～25%（69%）、26～50%（19%）、51～75%（5%）、76～100%（7%）、③シンガポール人材開発省（MOM）によるオフィスや工場等の査察：19件、等。

## サプライチェーン、物流への影響

- 20年4月7日から6月1日まで続いた部分的ロックダウンの状況下でも、ほぼ全ての製造活動と輸出入を支える物流は継続した。しかし、周辺国のロックダウンにより、国外からの資材調達や輸出に困難をきたすなどグローバル・サプライチェーンの混乱の直撃を受けた。特に、マレーシアの移動制限令は、資材調達や同国南部ジョホール州から越境通勤する工場や物流現場で働く労働者の足止めを受けるなどの混乱をもたらした。

## 現在抱える課題、懸念

- シンガポール進出企業にとっての経営上の課題は、新型コロナによる世界的な景気低迷（内需・外需）により、「新規顧客の開拓が進まない」「主要販売市場の低迷（消費低迷）」「取引先から発注量の減少」などに直面する。
- 日本人駐在員は、人事異動に伴う新規入国や一時的な出国に伴う再入国が滞っていたが、フェーズ2（20年6月19日）以降、入国が認められている。しかし、21年5月11日から、日本を含む感染リスクの高い国・地域からの、外国人の就労パス保持者の入国規制を強化。同年7月5日以前の入国申請が認められていた者について、入国が認められてない。
- シンガポール政府は、公務やビジネス上で必要な相互出張を認める「相互グリーン・レーン（RGL）」制度を構築している。2月15日時点で、中国（重慶、広東、江蘇、上海、天津、浙江省）、マレーシア、ブルネイ、韓国、日本、ドイツ、インドネシアと導入済み。ただし、日本は1月15日から、インドネシアとのRGLも20年12月28日から一時停止中。2月1日からは、ドイツ、マレーシア、韓国との間のRGLについて、3か月の一時停止。
- 3月3日の国会での予算審議での演説で、幹部・専門職向けの就労査証「エンプロメント・パス（WP）」の帯同家族向けに発給されるディペンデント・パス（DP）保持者について、これまででは許可（Letter of Consent）を得れば就労が認められていたが、5月1日から就労する場合にはEPか、Sパス、WPの取得がなければ就労を認めないと発表。



## 現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策	支援概要
雇用支援制度（Jobs Support Scheme : JSS)	労働者の雇用維持を目的とし月給の25～75%を補助。対象期間は10カ月間。6月2日からの職場再開第1段階目で、営業再開できない業種の雇用主に対する最長8月まで月給の75%分を補助するなどの支援策
オフィスや工場等の賃料補助および免除（Rental Rebate and Property Tax Rebate)	政府保有については、オフィス、工場、農業用地の賃料（2ヶ月分賃料）、商業用宿泊施設、飲食店、店舗等（4ヶ月分賃料）が免除。商業物件については、家賃1カ月を不動産保有主を通じてテナントに還元。また中小企業にはさらに家賃0.6～0.8カ月分を補助。

出所：財務省（MOF）、国税庁（IRAS）

## J

## ジェトロからのお知らせ

## 関連サービス

- シンガポールにおける新型コロナウイルス対応状況（ジェトロウェブサイト）  
[https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page\\_sg](https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_sg)
- メールマガジン『JETRO ASIA TREND Plus』  
東南アジア、南西アジア、オセアニアの最新ビジネス情報を週2回、お届けしています。  
★ご登録はこちらから↓  
<https://www.jetro.go.jp/mail/list/asiatrend.html>

## お問い合わせ

(国内)

新型コロナウイルス相談窓口  
TEL :03-3582-5651

(平日9時～12時/13時～17時  
(土日、祝祭日を除く))

(海外)

在シンガポール日系企業相談窓口  
ジェトロ・シンガポール事務所

<https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/sg-singapore/info/200417.html>